

第4回西表島森林生態系保護地域保全管理委員会 議事概要

第13(3)(保全管理計画中間とりまとめ案該当箇所) 中間とりまとめ案の個別の記載内容について

委員

資料3-1の4ページ、仲良川とクイラ川が、どのような理由でここに追加されたのかが気になる。また、仲良川とクイラ川のところで、「アプローチはカヌーしかないために」とあるが、動力船も行ける所までは入っているので、これは正確ではない。また、利用状況のところで、仲間川、浦内川のようなクルーズが入る所と、仲良川とクイラ川と入込が多いと書かれていても桁が違うと思うので、参考で入込の数値が入ると、資料としてはより良いものになるのではないか。

第22 保存地区において認められる行為について

委員

今年は、昭和46年の大干ばつに匹敵する状況に見舞われた。気候変動などもあり、今後もそういう状況が増えると考えられる。干ばつになっても水が枯れない所から水を引き込んでいくが必要になる。その場所が保存地区になっているのであれば、取水を進めることが可能となるようにしてほしい。また、水道管の敷設・運営になるので、調査が必要になる。こうした行為をできると理解をしてよいか。

事務局

「学術研究のために行う生物遺伝資源の利用に関する行為等、公益上の理由により必要と認められる行為」については、コアゾーンでも可能となっている。湧水に対する事例のような命に関わるような行為は、取水だけでなく調査も含めた一連の行為だと解釈できる。このような行為は公益上の理由に該当すると考えられる。

オブザーバー

行方不明者の関係者が毎年、来られて捜索に入っている。来年度も、捜索に来たいという要望が出ている。捜索エリアは保存地区の登山道以外も含まれるが、許可されるのか。

事務局

公益上の理由により必要と認められる取り組みというかたちで、手続きを取った上で捜索活動をやっていたらと考える。

委員

イノブタについて、保存地区の中でも管理上必要な場合には、駆除はできると解釈してよろしいか。

事務局

保存地区（コアゾーン）の中でも、科学的知見に基づく固有の生物多様性と、森林生態系を保全修復するために必要と認められる行為というものは、行っても良いとなっている。イノブタ対策は外来種対策の一環にもなると思われる。有害鳥獣であれば、公益上の理由で必要がある行為というかたちで取り組むことは可能。

第31(2) 外来種対策について

委員

外来種については、西表島島内の話、生態系保護地域だけの話でなく、島外から西表島に入れないという侵入防止策の視点が欲しい。

事務局

外来種に関する事項ということで、(2)のAの部分で、対策の基本的な考え方を書きたいと思っています。今のご指摘も踏まえて、どのような記載振りがいいのかは検討したい。

委員

イノブタのようなものがかなりいるのであれば、どんどん猟で駆除したほうが良いと思う。イノブタの繁殖力が高い場合、林床が荒らされてしまう心配がある。

オブザーバー

外離島・内離島は、昔はイノブタを飼っていた。共猟の際には、1頭は、白に黒い斑点がある、完全にイノブタであった。見た目的にはイノシシのような体型はしているが、耳が大きくて、体が西表のイノシシに比べて相当大きい。早目に内離島・外離島は駆除して本来のかたちに戻したほうが良い。

委員

イノブタについて、保存地区の中でも管理上必要な場合には、駆除はできると解釈してよろしいか。

事務局

保存地区（コアゾーン）の中でも、科学的知見に基づく固有の生物多様性と、森林生態系を保全修復するために必要と認められる行為は行っても良いとなっている。イノブタ対策は外来種対策の一環にもなると思われる。有害鳥獣であれば、公益上の理由で必要がある行為というかたちで取り組むことは可能。

第 3 2 (1)

指定ルートについて

委員

横断道について、環境省に貸付しているので、この会議で決められた場合、誰が対応するかというと、林野庁であり環境省でもあるはず。環境省の方は、よく意見を出していただきたい。

また、貸付されていない登山道で、森林生態系保護地域の中に入っている山道は利用することはできるのかどうかお答え願いたい。また、これ以外にもルートを入れたほうが良い所もある。

事務局

今の時点では、利用できないということではない。利用できるルートが具体的にどこかは、今の段階で計画に示すところまで議論が深まっていないと考えている。参考資料5については、利用があるかどうかで検討を行ったものだとお考えいただきたい。今後、希少種に影響を与えるかどうか、崩壊等の危険があるかどうかも含めて、利用のあり方全般の中で、管理のあり方も含めて使用できるルートを検討していく。

オブザーバー

多くの場合、観光客が入っているのは河川が多い。河川に関しては、カヌーで漕いでいる分には問題ないが、山を登っていく場合に河川の岩の上を歩いたりするので、そちらの利用に関する規則等も定めたほうが良いと思う。

事務局

コア地域（保存地区）では、基本的に既設の歩道等を利用していただくことで考えている。保全利用地区の中で、いわゆる船を降りた後の利用がどのような利用なのかを調べ、今ここで示した書き方でいいのかどうか整理をしようと思っている。

第 3 2 (1)

安全対策について

オブザーバー

原則として保存地区ではテントの設営は認めないとなっているため、登山者は通常テントなどを持っていかないことが多い。一方で、緊急時にはその限りではないということになっている。そうすると、避難箇所には、建物が無いにしても、テントなどの一式が置かれているということなのか。

横断道において事故・事件がある場合は、だいたい熱中症や転倒・骨折、突然の雨によって増水して川が渡れない状況が多々ある。やはり簡素でもいいですからぬれない対応ができる、避難できる場所があったほうがいいと思います。そこから連絡できれば、無駄に消防団等が捜索する必要も減るので、そういう措置を講じるべきだと思う。

事務局

現時点では何か物を置くことは考えていない。通常であれば、テント泊を前提にしないにしても、何かビーク用の装備でツェルトを持参するなど、基本的にはそのような対応をいただければと思っている。そうした中で、どうしても何か物を置いておく必要があれば、そういう検討も将来的には行ってもいいかと思う。

委員

生命線として、現在重宝するのはやはり携帯電話である。携帯電話がつながる何か標識があれば、標識 1 本でもしかしたら生命がつながるかもしれない。また、携帯電話会社に電波を登山道に沿って伸ばしてもらおうような要請をしてもいいのではないかと思う。

オブザーバー

既に横断道に避難所を 2 箇所設置することは、もう決まっているのか、それともこれからの議論なのか。私自身の考えとしては、何か起こったときには、普通はその場所で動かなくなるので、2 箇所を決めてもあまり意味がないのではないかと思う。だから、特定の場所は決めないか、もしくは決めるなら 2 箇所ではなくて 5 箇所、10 箇所、十何箇所という形に決めていただきたい。

事務局

緊急時に何が何でもそこまで行かないとテントを設営してはいけないということではない。当然その場で動けなくなることもあり、そういう場合には、その場でのテント設営もあり得ると考えている。これまで示した案では、指定した箇所以外では駄目だという書き方になっていたが、今回は、第 1 山小屋跡や第 2 山小屋跡は、設営可能な箇所（テント設営環境として向いている箇所）として「情報提供に務める」という、利用者への周知の仕方をしたいというかたちでの文案に変更した。

第 3 2 (3)、第 4 3

ルールの周知方法について

オブザーバー

今設置されている林野庁の看板で、指定された場所以外でのキャンプは禁止とある。日本語で考えれば、指定されたキャンプをしていい所があると読み取れる。その場所は一体どこなのか。一方で、環境省の看板で「全区間キャンプ禁止」となっている。看板に整合性がなく私には理解できないのでお尋ねしたい。

事務局

今、指摘された所がどこかは承知していない。一度、調査はしているが、漏れもあるので、指摘を踏まえて精査していきたい。

委員

こういう持続的な管理をする場合には非常に難しいところがある。1 回整理し、実際に機能していないものはきちんと変えるなり、しっかりやっていただきたい。

オブザーバー

利用者が相談する窓口を、もっと分かりやすくしてもらえないか。また、できれば、関係機関と早いうちに連携して、例えば、自然ガイドを行っている業者を登録制などにして、利用者の現状を把握する必要があるのではないかと思う。登録をした場合は、このような会議があれば、そこで決まった内容・

方向などをメールなどで知らせる。この資料を見ていると、普通の一般の利用者からすると、やはり少し難しい文に見えてしまうので、利用者に分かりやすい言葉で、監督する関係機関の人たちの思いが伝わるようなものを出してほしい。

委員

いろいろ決まり事が決まってきた中で、決まったことの指示は、特に観光客や西表島に来られる方々への掲示や広報も重要となる。実際に西表島の中での観光のガイド、ツアーを実施される方々への周知をどうされるのか、次回以降の話し合いに盛り込んでいくべき。特に、エコツーリズム協会とカヌー組合に入っている方々、そのような組合には、ここで参加されている方々から話が行くのだが、入っていない人にはどのように通知をするのか。

事務局

林野庁だけではなく関係者との合意形成も図りながら、外にもきちんと周知を図って進めていく必要があると思っている。まさに、これから本格的にこういうことを議論していかななくてはならない。

第 4 5

世界自然遺産登録との関係について

オブザーバー

この保全管理委員会は、今までは世界遺産条約と別個に考えてもらいたいということで進めてこられたと思う。しかし、最後に世界自然遺産との関係があると思っている。世界自然遺産条約に持つていくには、島全体の話になってくるが、今の私たちの協議は、森林生態系保護地域だけの協議となっている。

委員

保全管理委員会では話されてなくても、最終的にどこか省庁間などから UNESCO に出ていく段階で、世界自然遺産登録に必要なレギュレーションが存在する。知床・白神・小笠原・富士山もそうだが、やってみたら考えたものと違うと、住民の皆さんからもいろいろな話がある。そのような事例が既にあるのに、せっかく住民代表もたくさん参加されている中で、検討する必要はないのか。

また、各機関でやられるいろんな取り組みが二度手間にならないように、世界自然遺産の利用のあり方を含めた、トータルデザインの中で標識の立て方の検討やルートの設定などがされることを期待する。

事務局

必ずしも世界自然遺産の登録のための計画作りではなく、保護林の設定の際にいろいろ議論があったものについては、きちんと保全管理委員会をつくり、細かい議論をしていくということである。一方で、森林生態系保護地域というものは、世界遺産の担保措置というかたちで認められている。区域の設定、きちんとした管理計画を作って保全管理を行っていくことは、世界遺産の登録の向けた目的ではなく、本来的に保護林の保全管理のために、さらに自然遺産の登録に向けての取り組みにもなる。

世界自然遺産の管理計画の検討が進んだ段階では、今回作成している管理計画の変更も含めて、遺産区域の管理計画との整合性を図りながら、取り組みを進めていきたい。

環境省

科学委員会では、今後推薦書の中身を検討しているところで、その推薦時期をどのようにしていくかという管理を、ようやく検討し始めた段階である。国立公園で言えば、世界遺産の管理計画の検討の中で、公園計画に反映させなければならないことは当然取り入れていく。林野庁のほうも、世界遺産の管理計画を受けて必要があれば保全管理計画もその都度変更していかれるのではないかと思う。

他の事例の所で、既に問題になっているところが検討されていないということも本当に重要なことで当然検討されるべきものと思う。

その他

森林生態系保護地域の区域について

委員

現在のイノシシは、保全利用地区だけで猟をされるということになっているが、それで支障はない

状態なのか、お尋ねしたい。

委員

最近の設定の際には、現場でも協議をしたりして、調整したつもりでいる。百歩譲ったつもりの中での現場での協議だったと私は思っている。

少し懸念しているのが、中間川流域について。ここは、この森林生態系保護地域の拡張前の段階から保存地区に指定されていた箇所なので、この区域が全部猟ができないことを知らなかった人がだいぶ多かった。ただしここはマングローブ地帯で、その中では畏はかけられないだろうということで解釈している。

委員

植物について、山の高い所は、保存地区が設定されており、かなり有効に保全されると思う。一方で、海岸や海拔の低い所にしか出てこない種類もたくさんある。残念ながら海岸部分については保存地区になっていないので、その点が植物にとっては少し心配な点ではあると思っている。